平成２０年（フ）第１１２２号
兵庫県宝塚市中筋６丁目12番１号
破産者　有限会社アメイズ
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１１４３号
兵庫県尼崎市富松町１丁目４番７号、店舗の住所兵庫県西宮市甲子園網引町６－９ビバ甲子園内
破産者　有限会社ファミリー企画
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第４２７号
山口県下関市武久町２丁目４番13号
破産者　有限会社サンテー・ジャパン
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第２８４号
北九州市小倉南区津田新町３丁目15番８号
破産者　株式会社ブルーチップ
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２６４号
宮城県亘理郡山元町浅生原字下宮前76番地313
破産者　株式会社光運送
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第５５号
富山県射水市中央町25番22号
破産者　小松昭芳相続財産
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第５８号
滋賀県草津市新浜町10番地の12
破産者　有限会社北村工業
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８８号
愛媛県大洲市高山乙51番地５
破産者　大洲防水センター有限会社
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所大洲支部

平成１９年（フ）第１４１５号
熊本県上益城郡益城町大字安永559番地６
破産者　有限会社宮守組
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６８６号
静岡県藤枝市青葉町５丁目12番37号　青葉荘10号、旧住所静岡県藤枝市茶町１丁目11番２号
破産者　山嵜　達三
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２５０号
北海道小樽市入船２丁目20番９号　めぐみハイツ101号室、開始決定時の住所北海道小樽市山田町４番502号　エステート水天宮
破産者　大渕龍伊知郎
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２０年（フ）第１１１号
静岡県田方郡函南町平井1579番地の２
破産者　三浦　秀男
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６９号
静岡県駿東郡清水町長沢608番地　モンティーニュブーシュ205、破産手続開始時の住所静岡県田方郡函南町平井861番地の14
破産者　田邊　義勝
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第１４７５号
神戸市垂水区平磯４丁目３番21―601号、開始決定時の住所神戸市北区小倉台６丁目11番地の２
破産者　西本　繁顕
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３１号
神戸市北区広陵町１丁目48番地
破産者　辻井　正治
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３９４３号
札幌市東区北14条東６丁目１番34―403号
破産者　山本祐規子
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５３号
札幌市白石区北郷２条３丁目５番15号
破産者　松浦　博幸
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第４６４号
福島県須賀川市森宿字海道西60番地７
破産者　五十嵐　康
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係